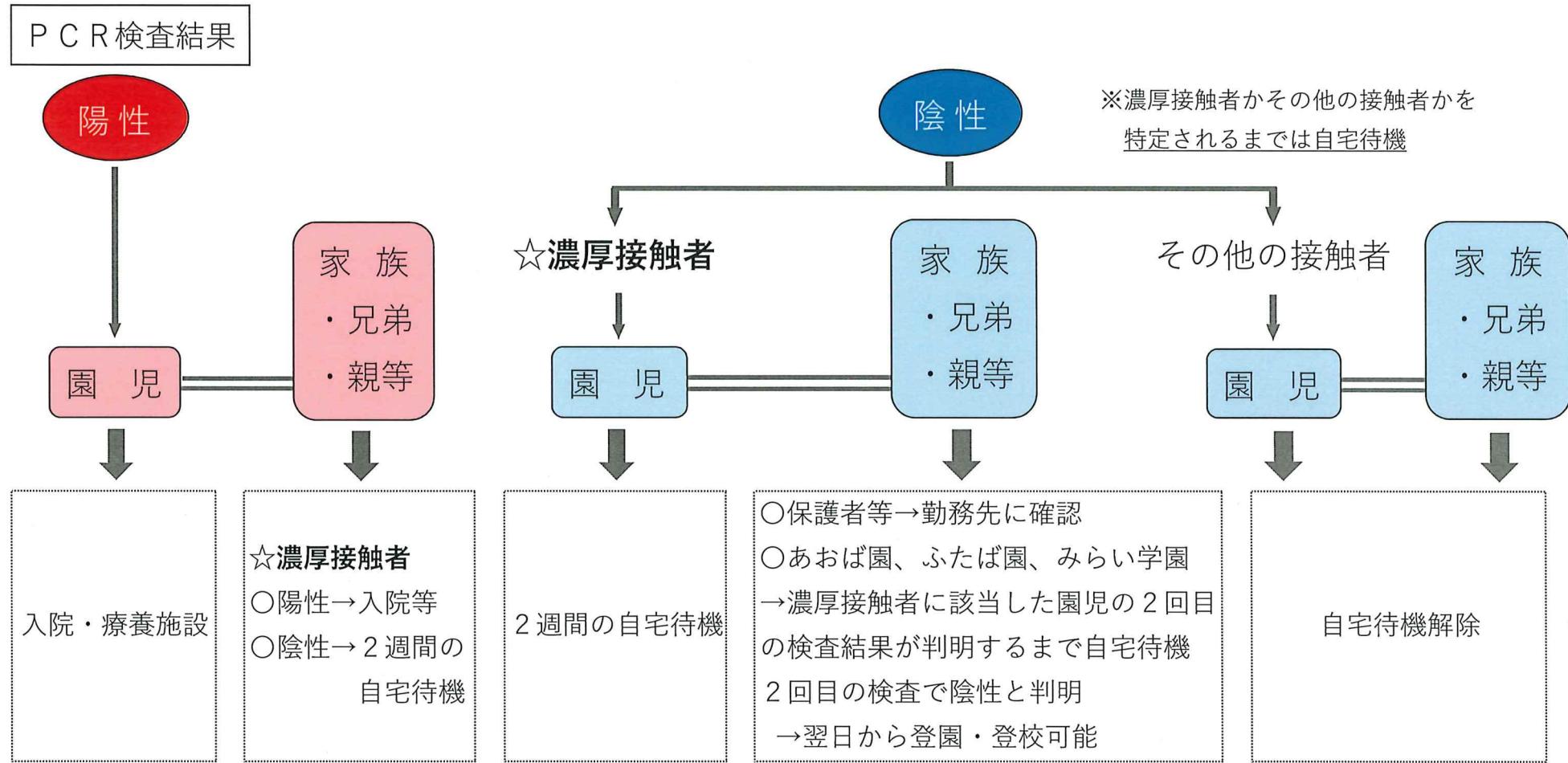


PCR検査対象者の検査結果判明後の取り扱いについて【園児が対象者の場合】



・PCR検査対象者が濃厚接触者ということではありません。（PCR検査対象者 ≠ 濃厚接触者）

・PCR検査対象者及び同居家族は検査結果が判明するまで自宅待機となります。

・別居親族でも濃厚接触者に該当した場合、2週間の自宅待機となります。

・濃厚接触者（1回目の検査で陰性の方）に該当した場合、再検査があります。

・PCR検査対象者は、濃厚接触者、その他接触者に関わらず2週間の健康観察期間となります。

※感染状況によっては、この例によらない場合もあります。